令和９年度地域活動支援事業補助金　協働促進支援（市が定めるテーマ）

名称	国籍を超えた地域交流事業
担当課が抱える課題	多文化共生課では、令和３年８月に策定の「伊賀市多文化共生指針」及び令和５年２月策定の「多文化共生推進プラン」に基づき、計画的に多文化共生社会推進のための事業を展開しています。 多文化共生社会を推進するためには、地域での外国人住民と日本人住民との関わりや相互理解が不可欠ですが、交流の機会をあまりもつことができていない現状があります。 外国人住民も地域の一員・人材として地域づくりを促進するために、地域で外国人住民と日本人住民との交流の機会を増やし、協働を促す必要があります。
市単独でも課題解決できたこと	市民を対象とした「やさしい日本語」講座を実施し、外国人にも通じる日本語があるという認識をもち、活用してもらえるよう事業を行ってきました。 また、イベントなどで多文化共生の重要性を啓発するとともに、さまざまな文化に触れる機会をつくってきました。
市単独では課題解決できなかったこと	「やさしい日本語」講座や多文化理解のイベントを実施するだけでなく、「やさしい日本語」講座で得た知識を実際に地域で活用するところまでつなげることや、イベント以外の日常で交流する機会をつくることは、市単独では難しい状況です。
民間団体と協働することで課題解決できること、あるいは実現したいこと	長年外国人住民に寄り添い、多文化共生社会の推進のため多岐にわたり事業を実施している団体と協働することで、より効果的な事業の実施が可能となります。 地域の中でその地域に住む外国人住民との交流の機会を設け、国籍にかかわらず人と人がつながるきっかけづくりを進めることにより、外国人住民も地域の担い手として協力し合える関係づくりの実現をめざします。
総合計画等での位置付け（当該テーマの解決が総合計画等のどこを推進するか。）	伊賀市総合計画 施策№.３－９　　多文化共生　国籍や文化の違いを認め共生する 伊賀市多文化共生推進プラン（第１期） 展開方向３　国籍を超えた交流による地域づくり